

府中市

重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年4月

府中市

目次

1 計画の概要	1
(1) 計画の位置づけ	1
(2) 計画期間	1
(3) 重層的支援体制整備事業の概要(社会福祉法第106条の4第2項)	1
(4) 計画の策定体制	4
(5) 計画の見直し	5
2 計画の内容	6
(1) 府中市の地域共生社会の実現のための理念と目標	6
(2) 府中市の重層的支援体制整備事業の目的・考え方	7
(3) 府中市の重層的支援体制整備事業の全体像	8
(4) 府中市の重層的支援体制整備事業の各事業	9
3 計画の推進体制	21
(1) 相談支援包括化推進員・代表相談支援包括化推進員	21
(2) 相談支援包括化推進会議の設置	22
4 計画の評価・見直し	23
資料	26
(1) 相談支援包括化推進員選出部署一覧	26
(2) 検討経過	27
(3) 高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査概要	28
(4) 用語集	29

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」であり、重層的支援体制整備事業(以下、「重層事業」という。)を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制、実施内容等を定めるものです。

また、本計画は「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の基本理念に基づくものであり、同計画に付随する計画として位置付けます。

あわせて、府中市総合計画や府中市(以下、「本市」という。)の保健・福祉における各分野の個別計画、保健・福祉以外の分野計画と整合性を図っています。

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。

(3) 重層的支援体制整備事業の概要(社会福祉法第106条の4第2項)

重層事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。

		機能	既存制度の対象事業
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成()	新	

() 「既存制度の対象事業」欄の【 】内の文言は実施根拠となる法令を示しております。

【介護】:介護保険法 【障害】:障害者総合支援法 【子ども】:子ども・子育て支援法 【困窮】:生活困窮者自立支援法

(注)生活困窮者の共助の基盤づくり事業、生活困窮者の福祉事務所未設置町村による相談支援事業は、第3号柱書に含まれる。

() 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関等が相互に連携し、当事者や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要です。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するためのプロセスが必要不可欠となります。

重層事業は、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、ケースに関わる支援者等が「支援チーム」となって支援していく仕組みです。「支援者支援」の機能を担い、一つの機関で「支援困難ケース」を抱え込まないよう「支援チーム」が一丸となり、すべての地域住民を対象に伴走支援を通じた繋がり続ける支援体制を構築します。

(相談支援)

包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

支援機関のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

- 支援が届いていない人に支援を届ける

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

- 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけます。

- 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

多機関協働事業

市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす

重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援します。

支援関係機関の役割分担を図る

単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

{ 参加支援} (参加支援事業)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、本人と支援メニューのマッチングを行います。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

{ 地域づくり} (地域づくり事業)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。また、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

(4) 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、実務者である相談支援包括化推進員(以下、「推進員」という。)が参加する相談支援包括化推進会議において計画の内容を審議しました。

また、相談支援機関等へのアンケート調査(必要に応じてヒアリング調査)を実施するとともに、郵送による府中市民向けの『「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査』(「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」策定のための調査)の結果を参考にしました。

相談支援機関等へのアンケート調査

目的	本市における重層事業の実施に向けて、各相談支援機関の相談支援に係る現状と課題を把握し、包括的相談支援事業、多機関協働事業(支援会議、重層の支援会議等の在り方)を検討する。また、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の方向性を検討する。
対象者	推進員のいる部署
実施手法	直接配布及び回収
調査時期	令和7年6月24日(火)～7月4日(金)
実施結果	24件

相談支援機関等へのヒアリング調査

目的	相談支援機関等へのアンケート調査で回答いただいた困難事例に対する課題の把握と対応策の検討を行う。また、各部署の管理職にも参加いただき、重層事業の概要説明と利用促進、重層事業において各課に期待する役割の共有と意見交換を行う。
対象者	相談支援機関等へのアンケート調査で次の条件に当てはまる部署 ・アンケートの継続相談(有り)と回答した部署 ・困難事例があると回答した部署 ・上記に当てはまらずとも事務局の判断でヒアリングが必要と判断した部署
実施手法	ヒアリング調査
調査時期	令和7年7月18日(金)～7月29日(火)
実施結果	19件

「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、本市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握するために実施した。
対象者	令和7年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
実施手法	郵送による配布及び回収、WEB回答併用(督促状1回送付)
調査時期	令和7年10月17日(金)～11月4日(火)
実施結果	配布件数 3,000件 有効回答数(有効回収率) 1,501件(50.0%)

(5) 計画の見直し

「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の改定に伴い、施策・事業は必要に応じて見直しを行い、新たな「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」に組み込みます。

2 計画の内容

(1) 府中市の地域共生社会の実現のための理念と目標

近年、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、個人や世帯、地域が抱える課題やニーズについても、複雑化・複合化したケースが増え、従来の福祉制度やサービスを利用するだけでは対応できない課題が顕在化し、新たな対応が求められています。

国は、高齢化や人口減少といった社会情勢の変化やそれに伴う地域でのつながりの希薄化、地域社会の担い手不足等の課題を踏まえ、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的な地域や社会をつくる「地域共生社会」の実現を目指し、取組を進めています。

本市も、地域共生社会の実現に向け、住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決を試みることができる地域づくりを推進するとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくりを目指しています。

本計画では下記の「府中市の地域共生社会の実現のための理念と目標」の実現に向けて、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための1つの手段として重層事業を実施します。

府中市の地域共生社会の実現のための理念と目標

みんなでつくる、「共に生きるまち」

みんなでつくる = 協働

共に生きるまち = 地域共生社会

地域力の強化

包括的支援体制
の整備

生き生きと健康
に暮らすための
環境づくり

福祉のまちづくり
の推進

基盤となる考え

みんなが
つながり、支え合う
地域づくり

みんなが
安心して生活できる
地域づくり

みんなが
自分らしく生活できる
地域づくり

【出典】 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和3年度から令和8年度)

(2) 府中市の重層的支援体制整備事業の目的・考え方

市においても、これまでの多機関協働による相談支援事業と11文化センター圏域別での地域づくりによる包括的支援体制の構築に向けて〔相談支援〕〔参加支援〕〔地域づくり〕の枠組みに基づき、重層事業を実施します。

本市の重層事業は、これまでの市の相談支援機関のネットワークを生かしつつ、庁内の各部門から実務者である推進員を幅広く配置することで、部署間の垣根を越えた連携を図ります。また、必要に応じて支援会議及び重層的支援会議を随時開催し、多機関協働事業を展開していきます。

また、文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリア(以下「福祉エリア」という。)に配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて一次相談支援機関や地域住民等と共に継続的に生活を見守ります。

なお、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画、府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、府中市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画の見直しのための各種アンケートや圏域別グループディスカッションを実施して、多様な市民のニーズ・課題を把握しています。そのニーズ・課題に対応して、各分野の計画においても、多様な地域主体との協働での新事業を創出していきます。

社会福祉法に基づく地域共生社会の実現に向けた支援体制の構造
(包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の関係性)



〔出典〕 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課
「令和6年度 社会・援護局関係主管課長会議資料」

(3) 府中市の重層的支援体制整備事業の全体像

包括的相談支援事業

- ・ 地域包括支援センターの運営
- ・ 障害者相談支援事業
- ・ 利用者支援事業
- ・ 自立相談支援事業
- ・ 福祉総合相談窓口
- ・ 子どもと家庭の総合相談事業
- ・ 青少年総合相談事業
- ・ 教育相談
- ・ ひとり親家庭自立支援相談事業
- ・ 困難な問題を抱える女性等への支援事業
- ・ 外国人相談事業
- ・ 保健相談室

参加支援事業

- ・ 地域福祉コーディネーター事業
- ・ ひきこもりに関する支援
- ・ 居場所支援
- ・ 就労支援事業を中心とした就労支援体制
- ・ ひとり親家庭自立支援事業
- ・ 住宅確保要配慮者への居住支援

多機関協働事業

- ・ 相談支援包括化推進員の配置



重層的支援会議

支援会議

アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

- ・ 地域福祉コーディネーター事業

地域づくり事業

- ・ 地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- ・ 地域福祉コーディネーター事業
- ・ 地域での自主的な福祉活動の支援
- ・ ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成
- ・ チームオレンジの推進
- ・ 地域子ども・子育て応援事業
- ・ 外国につながる児童・生徒の居場所事業
- ・ 元気いっぱいサポーターの活動支援

これらの事業については、重層的支援体制整備事業交付金その他の国庫補助・交付金の申請を行っているものに限らず、市が継続的に実施している取組を含むものとする。

(4) 府中市の重層的支援体制整備事業の各事業

包括的相談支援事業

福祉の制度の狭間にある課題解決を目指すため、市の福祉総合相談窓口及び各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容を包括的に受け止める「断らない相談」を目指します。

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りネットワークで対応します。

また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援会議及び重層的支援会議で検討を行い、各種支援機関等と連携を図ります。

法定事業

事業名	内容	所管課
地域包括支援センターの運営 【介護保険法】	身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、地域包括支援センターにおける相談体制を充実させます。	高齢者支援課
障害者相談支援事業 【障害者自立支援法】	障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。	障害者福祉課
利用者支援事業 【子ども・子育て支援法】	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行います(基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。)	子ども家庭支援課、 保育支援課
自立相談支援事業 【生活困窮者自立支援法】	生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行うことで、課題の解決に向けた支援を行います。	生活福祉課

主な事業

事業名	内容	所管課
福祉総合相談窓口	年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止める最初の窓口となり、アセスメントを行った結果、適切な部署、支援につなげます。	地域福祉推進課
事業名	内容	所管課
子どもと家庭の総合相談事業	子ども家庭支援センター「たち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じます。	子ども家庭支援課
青少年総合相談事業	青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行います。	児童青少年課
教育相談	学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じます。 (相談については、府中市子ども発達支援センター「はばたき」で実施しています。)	教育部指導室
ひとり親家庭自立支援相談事業	ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行い、自立を促します。	子育て応援課
困難な問題を抱える女性等への支援事業	女性問題相談を通じて、家族のこと・育児のこと・配偶者のこと・離婚やDV相談等の日常の困りごとに関する相談に応じ、困難な問題を抱える方に包括的な支援を行います。	多様性社会推進課
外国人相談事業	多文化共生センターDIVEでは、外国人住民の生活に関する困りごとの一次相談窓口として、庁内各課や関係機関と連携し、外国人住民本人が問題を解決できるようサポートを行います。	多様性社会推進課
保健相談室	からだ・こころ・歯と口の健康、食事などの健康に関する相談を保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談を受け付けます。	健康推進課

府中市の現状は？

「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
居住地域の満足度について、相談できる体制については、満足している市民の割合 「満足している」、「どちらかといえば満足している」の計	25.6%
「福祉総合相談」を知っている市民の割合	10.9%

高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
認知症に関する相談窓口を知っている	高齢者(ニーズ調査) 36.7%
相談機関等に求めること 希望したときに相談に応じてもらえる	障害者(障害のある人) 55.9%
必要に応じて、他の相談機関や専門機関につないでもらえる	53.7%

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届かない人、届いていない人にアプローチし、支援につなげます。

各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つけます。

当事者と直接対面し継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、当事者に伴走して寄り添い、継続的な支援を行います。

主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援(地域支援)を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。 	地域福祉推進課、社会福祉協議会

府中市の現状は？

「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
「地域福祉コーディネーター」を知っている市民の割合	3.5%
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	一般市民 14.6%

高齢者福祉・障害者(児)に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	高齢者(ニーズ調査) 16.1%
	高齢者(居宅サービス利用者) 22.8%
	障害者(障害のある人) 30.1%
	障害児(保護者、育ちと発達) 42.4%

多機関協働事業

事業の目的

本事業は、重層事業に関わる関係者の連携を通して、本市における包括的支援体制を構築することを目的とします。また、重層事業での支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行い、市としての伴走支援の体制づくりを行うものです。

本市では、複雑化・複合化した事例の調整役として関係機関の実務者である推進員を配置し、相談支援包括化推進会議を定期開催して、その運営を行うとともに、社会福祉法に定める多機関協働事業として「支援会議」・「重層的支援会議」の2つの会議を随時開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

支援プラン作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は多機関協働事業と一体的に実施。

主な事業

事業名	内容	所管課
相談支援包括化推進員の配置	市役所内および社会福祉協議会内の各部署に配置し、多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担います。 また、一次相談支援機関等が多機関協働事業に提出を検討している事例について、連絡・相談を受け多機関協働事業につなぐ役割、および支援会議や重層的支援会議等に参加し、事例検討を行います。	地域福祉推進課
支援会議の開催	複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、会議を開催します。	地域福祉推進課
重層的支援会議の開催	支援会議で検討した結果、市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に会議を開催します。	地域福祉推進課

支援会議（社会福祉法 106 条 6）

構 成 員：当該事例に係る関係課の推進員、支援チーム等、事務局

開催頻度：随時開催

事務局ミーティングにて、支援会議での検討が適当とされた場合に、事務局が各推進員、支援チーム等を招集して、支援会議を開催します。

支援会議では各分野の推進員を交え、多角的な視点で検討を行います。会議体の構成員には社会福祉法第106条の6第3項に基づいて本人同意がなくても情報共有が可能となっています。また、構成員は、気になる事例の情報提供・情報共有、各支援機関同士の共通認識のもとでの支援方針の明確化、見守りや機関内での支援体制の構築、緊急性がある事案への対応等の役割を担います。

複雑化・複合化した課題を有する人には、当事者に問題意識がない場合や、過去の経験等から支援を拒否しているなど、支援に関する同意が得られない場合も少なくありません。支援会議には守秘義務が課せられていることから、特に自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人への支援を行うための効果が期待されています。支援会議で話し合われる内容については、前述の構成員が担う役割のとおりですが、想定される動きとして、現在進行形で実施されている個別支援プラン等の支援の経過から成果や課題を把握し、当事者の意識や状況の変化に応じて個別支援プラン等の見直しをすることも検討内容に含まれています。

重層的支援会議(社会福祉法 106 条 6)

構 成 員：当該事例に係る関係課の代表相談支援包括化推進員(以下、「代表推進員」という。)、推進員、事務局

開催頻度：随時開催

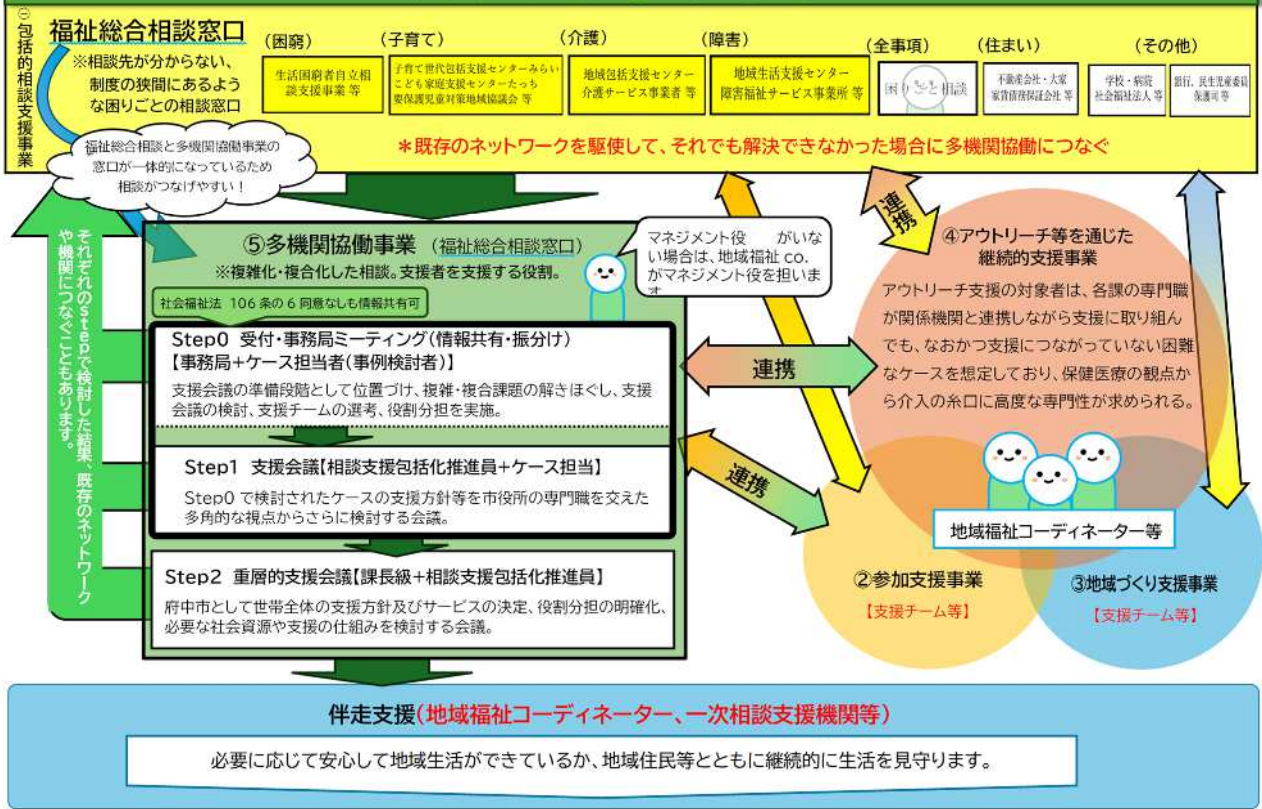
支援会議で検討した結果、本市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に事務局が上記の構成員を招集し、重層的支援会議を開催します。支援会議同様、支援会議から重層的支援会議に諮るまでの時間や対応は、ケース状況に応じて異なります。

重層的支援会議では、本市としての決定が必要と想定されることから、推進員に加えて、代表推進員が参加し、課を超えた調整が期待できる場となっています。重層的支援会議の構成員は、本市としての支援方針及び垣根を超えたサービスの決定、不足しているサービスや社会資源の開発に必要な課題の整理・認識の共有(地域課題共有)、プラン策定やプランの適切性の判断、再プラン策定等の役割を担います。

重層的支援会議はプラン作成や適切性の判断等を目的としていることから、会議後には、支援チームがプランをもとに当事者及び世帯に対する支援を実施します。既に個別支援プランがある場合には、重層的支援会議で決定した方針や新たに作成したプランに合わせた個別支援プランの見直しが必要となります。多機関協働事業等でのプランと個別支援プランの内容の整合性がとれて初めて一体的な支援が可能となります。

府中市重層的支援体制整備事業

市民のお困りごと



府中市の現状は？

相談支援機関等へのアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
対応困難ケースの年間実件数の計	414 件
対応困難ケース中で役割分担や支援方針の判断が難しく、実際に多機関協働事業にあげたい事例の件数の計	57 件

「あなたの声は未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
地域における課題を抱えた世帯の把握状況	
高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯	4.0%
ごみが処分されていない世帯	3.1%
高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯	2.8%
子育てと親の介護に、同時に直面して困っている世帯	2.6%
家族や地域との関わりがなく、社会的に孤立した世帯	2.1%
ひきこもり状態の人が、適切な支援に結び付いていない世帯	2.0%
家族の間で虐待、DVが疑われる世帯	1.4%
家族の介護などで自分の時間をもてない未成年の子ども(ヤングケアラー)がいる世帯	0.7%

参加支援事業

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない当事者や世帯のニーズ等に対応するため、地域資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う事業です。

当事者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、自立支援、リハビリの視点から、当事者と支援メニューのマッチングを行います。

なかでも、精神障害者や認知症のある人が望む生活を送ることができるよう、新たに社会資源に働きかけ既存の社会資源の拡充を図り、当事者及び多世帯のニーズや状態にあった府中らしい新たな支援メニューを開発します。

さらに、当事者と支援メニューをマッチングしたのち、当事者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援(地域支援)を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課、 社会福祉協議会
ひきこもりに関する支援	東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行います。	地域福祉推進課
居場所支援	継続支援しているケース児童(中学生)同士が交流できる場(小集団規模)を定期的に設定しています。	教育部指導室

事業名	内容	所管課
就労支援事業を中心とした就労支援体制	<p>・府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人一人の状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。</p> <p>・障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。</p> <p>・精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。</p>	障害者福祉課
ひとり親家庭自立支援事業	ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。	子育て応援課
住宅確保要配慮者への居住支援	高齢者・低額所得者・障害者・子どもを養育する者等の住宅確保要配慮者が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携し、府中市居住支援協議会（市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成）による住宅確保に係る支援を行います。	住宅課 府中市居住支援協議会

府中市の現状は？

高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
健康づくりや趣味等の地域づくり活動に参加者として参加したい割合(「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計)	高齢者(ニーズ調査) 53.2%
健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営(お世話役)として参加したい割合(「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計)	高齢者(ニーズ調査) 30.2%
働くために必要なこととしてどのようなことを希望するか	障害者(障害のある人)
自分の近くに働く場所がある	38.9%(1)
健康状態とあわせた働き方ができる	37.5%(2)

精神障害者では 1)53.3%、 2)56.7%

地域づくり事業

地域での孤立化防止と生活課題の解決に向けて、地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。地域で実施されている個別の活動や地域人材を把握した上で、住民に身近な圏域を中心として、「人と人」や「人と居場所」などを有機的につなぎ、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

また、府中市以外の広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

さらに、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

法定事業

事業名	内容	所管課
地域介護予防活動支援事業 【介護保険法】	<ul style="list-style-type: none"> ・運動習慣の継続の場として、また、仲間同士で好きな活動をするきっかけの場として、その参加者同士が学んだ体操などを通じて交流する「地域交流ひろば」を開催することで、身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出します。 ・各地域包括支援センターに配置した介護予防コーディネーターにより、介護予防の普及・啓発を目的に、文化センターや地域包括支援センターにおいて、介護予防講座の開催、市内の各種イベントへの参加及び相談への対応を行います。 ・社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組を支援します。 	高年齢者支援課
生活支援体制整備事業 【介護保険法】	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを配置し、既存の地域資源や、今後新たに創出される生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。 ・一部の生活支援コーディネーターは、地域共生社会の実現に向けて取り組む地域福祉コーディネーターの役割も兼ねており、高齢者、障害者及び子どもを含めた全ての方が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。 	高年齢者支援課

事業名	内容	所管課
地域活動支援センター事業 【障害者自立支援法】	障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害者福祉課
地域子育て支援拠点事業 【児童福祉法】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども家庭支援課、 保育支援課
生活困窮者の共助の基盤づくり事業【生活困窮者自立支援法】	生活に困りごとを抱える人が、問題を深刻化させる前に地域の中で気づかれ、つながり、支援につながるよう、地域福祉コーディネーターを中心に地域住民・民生委員・行政などが一体となった“共助”の基盤づくりに取り組みます。	地域福祉推進課

主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援(個別支援)や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援(地域支援)を行います。 ・民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課、 社会福祉協議会
地域での自主的な福祉活動の支援	わがまち支えあい協議会、ふれあいいいききサロン等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。	社会福祉協議会
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ります。	社会福祉協議会
チームオレンジの推進	ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの	高齢者支援課

事業名	内容	所管課
	設置を進めます。	
地域子ども・子育て応援事業	地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助します。	子ども家庭支援課
外国につながる児童・生徒の居場所事業	外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行います。	多様性社会推進課
元気いっぱいサポーターの活動支援	ソーシャルキャピタルの醸成により、健康づくりを広げていくことを目的に、保健計画・食育推進計画の趣旨を理解し、共に健康づくりを推進する市民を元気いっぱいサポーターとして登録します。さらにサポーターリーダーの中から元気いっぱいサポーターおよび食育推進リーダーを養成します。主にサポーターリーダーで構成される自主グループを支援します。	健康推進課

府中市の現状は？

「あなたの声が未来をつくる」福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
社会からの孤立を感じることがある市民の割合 「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の計	38.4%
何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる市民の割合	17.0%
家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人への手助けの経験がある市民の割合	70.5%

高齢者福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
ボランティアグループに参加している人の割合 「週4日以上」、「週2日～3日」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」の計	高齢者(ニーズ調査) 9.5%

3 計画の推進体制

本市では、包括化支援推進体制の構築にあたり、市・関係機関の実務を担う「相談支援包括化推進員」を配置し、推進体制の中核を担っていきます。

具体的には、多機関協働事業の中心となる「支援会議」及び「重層的支援会議」を円滑に運営していくために、庁内関連機関の担当者で構成する「相談支援包括化推進会議」並びに「代表相談支援包括化推進会議」を開催し、事務局機能を担うとともに事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します。

会議名	相談支援包括化推進会議	代表相談支援包括化推進会議	支援会議	重層的支援会議
出席者	推進員	代表推進員	当該事例に係る関係課の推進員	当該事例に係る関係課の代表推進員と推進員
開催頻度	定例開催 (年5回程度)	定例開催 (年1～2回)	随時開催	随時開催
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> 重層的支援体制推進に関する事項 個別支援の充実に関する事項 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 各関係機関の取組の共有 など	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援包括化推進会議の事業計画や実績、評価に関する事項 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 多機関協働事業で扱った事例の進捗確認、評価 など	<ul style="list-style-type: none"> 気になる事例の情報提供・情報共有 見守りと支援方針の理解と検討 緊急性がある事案への対応等の検討 支援チームでの役割分担 など	<ul style="list-style-type: none"> 府中市として世帯全体の支援方針及びサービスの決定 役割分担の明確化 不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項 プラン策定、中断、終結等の検討 など

(1) 相談支援包括化推進員・代表相談支援包括化推進員

【相談支援包括化推進員】

推進員は、市役所内および社会福祉協議会内の各部署に配置され、多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担います。

また、一次相談支援機関等が多機関協働事業に提出を検討している事例について、連絡・相談を受け多機関協働事業につなぐ役割を担います。また、支援会議や重層的支援会議等に参加し、事例検討を行うとともに、会議後には、協議内容や情報を所属部署へフィードバックを行います。

また、年に数回行われる定例会議に参加し、不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項の検討、各関係機関の取組の共有等を行い、本市として包括的な支援を展開できるような体制整備や多機関協働事業のあり方についての検討を行います。

【代表相談支援包括化推進員】

代表推進員は、推進員選出課の課長級職員となります。

重層的支援会議に参加し、本市としての支援方針及び垣根を超えたサービスの決定、不足しているサービスや社会資源の開発に必要な課題の整理・認識の共有、プラン策定やプランの適切性の判断、再プラン策定等の役割を担います。

(2) 相談支援包括化推進会議の設置

相談支援包括化推進会議

構 成 員: 推進員、事務局

開催頻度: 定例開催

本市では、包括的な支援体制整備のため、推進員に定例会に参加してもらい、重層事業に関すること、個別支援の充実に関すること、不足しているサービスや社会資源の開発に関するについて検討を行います。相談支援包括化推進会議の中で検討された、新たなサービスや仕組みを代表相談支援包括化推進会議に向けて提案する形で、本市としての新たな体制づくりを担っていきます。

また、各関係機関の取組として、ケース状況や対応等について情報共有し、本市で包括的な支援を展開できるような体制整備の検討につなげていきます。全推進員でケースを共有することで、支援会議に参加できなかった推進員もケースを知る機会となり、自課ではどのような対応が可能かを考える機会となることも期待されています。直接的な関わりがないとしてもケースを通して各課が我が事としての認識を共有することにより、包括的な支援体制の整備を推進します。さらに、ケース共有等する中で、支援プランの中断、終結等の判断に至った経緯や考え方を整理した上で、代表相談支援包括化推進会議に報告し、市としての方針決定に向けた検討につなげるものとします。

代表相談支援包括化推進会議

構 成 員: 代表推進員、事務局

開催頻度: 定例開催

代表相談支援包括化推進会議では、相談支援包括化推進会議の事業計画や実績評価に関する事項を検討します。

また、包括的な支援体制及び重層事業の体制整備の取組のため、相談支援包括化推進会議の中であげられた内容が、本市として新たな仕組みに必要などうかも含めた検討が行われます。

そして、多機関協働事業で扱った事例を通して、不足しているサービスや社会資源の開発に関する検討を行います。さらに多機関協働事業で扱った事例の進捗確認、評価についても行います。

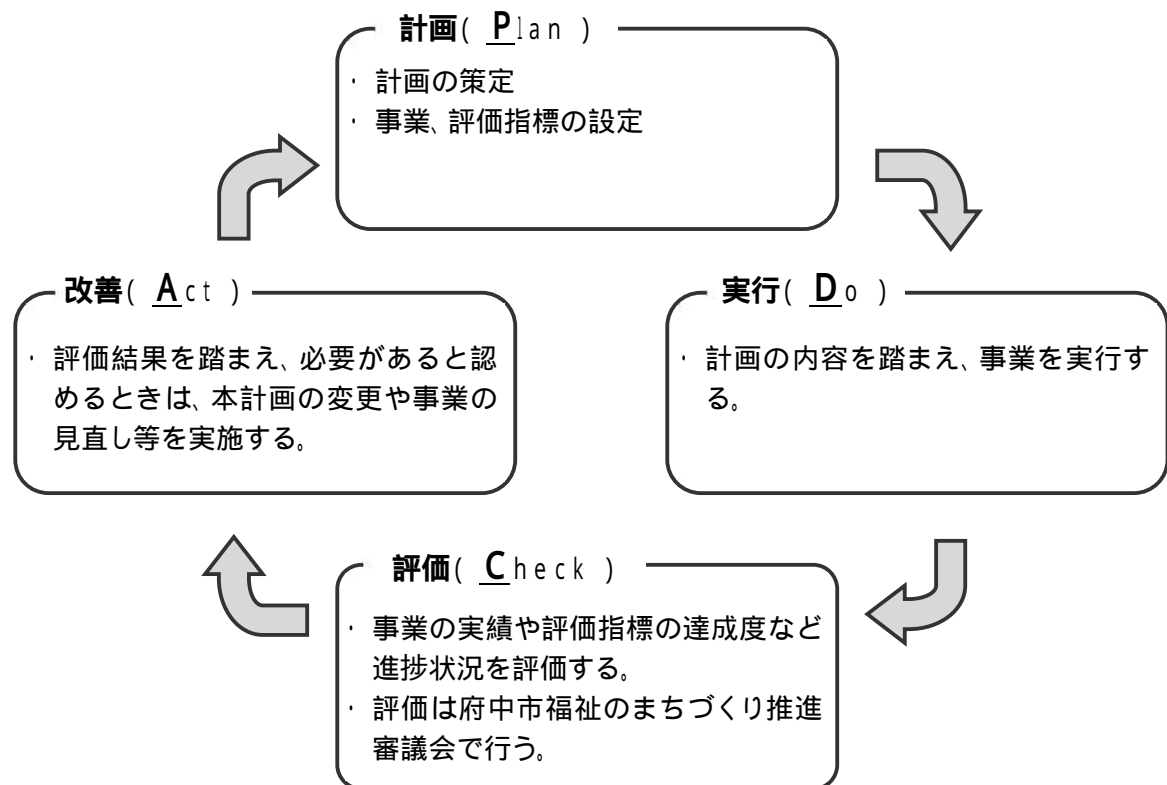
4 計画の評価・見直し

計画の進捗に当たっては、PDCAサイクル(計画 - 実行 - 評価 - 改善)で、把握・点検を行います。また、本計画ではPDCAサイクルの実効性を高めるために評価指標を設定し、データの収集等を定期的を実施し、評価指標の点検を継続的に行っていきます。

本計画の進行管理のため、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「府中市福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績、評価指標の進捗等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

【PDCAサイクルの図】



【評価指標】

区分	指標名	現状値	目標
アウトカム指標	課題が混在する複雑な事例のうち、最初に受け付けた機関のみで対応すべき関係機関の整理を完了した割合 出典:相談支援機関等アンケート調査	86% (令和7年度)	90% (令和11年度)
アウトプット指標	重層的支援会議または支援会議の開催回数		年4回 (令和11年度)

【参考指標】

区分	指標名	現状値	目標
地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	577件 (令和元年度)	1,120件 (令和8年度)
府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)	高齢者(要支援1・2もしくは未認定)が「週1回以上地域活動へ参加している」割合	令和8年度に令和9年度からの計画を新たに策定するため、令和8年度以降に記載予定	
	シニアクラブの会員数		
	シルバー人材センター会員数		
	介護予防推進センターが行う介護予防教室の延べ参加者数		
	地域交流ひろばの延べ参加者数		
	生活支援コーディネーターの配置人数		
	地域包括支援センターの認知度(18歳以上の市民が「地域包括支援センターを全く知らない」割合)		
地域包括支援センターの延べ相談受付件数			
府中市障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期)	就労移行支援事業等を利用した年間一般就労者数	令和8年度に令和9年度からの計画を新たに策定するため、令和8年度以降に記載予定	

区分	指標名	現状値	目標
参考指標	相談できる体制に満足している市民の割合	25.6% (令和7年度)	上昇 (令和13年度)
	「福祉総合相談」を知っている市民の割合	10.9% (令和7年度)	上昇 (令和13年度)
	「地域福祉コーディネーター」を知っている市民の割合	3.5% (令和7年度)	上昇 (令和13年度)
	地域での活動やボランティアに取り組んでいる市民の割合	17.0% (令和7年度)	上昇 (令和13年度)
	家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人手助けをしたことがある市民の割合	70.5% (令和7年度)	上昇 (令和13年度)
	どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている市民の割合	14.6% (令和7年度)	減少 (令和13年度)
	孤独であると感じる市民の割合 (「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」の計)	38.4% (令和7年度)	減少 (令和13年度)

出典は『「あなたの声は未来をつくる」福祉に関するアンケート調査』(「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」策定のための調査)

資料

(1) 相談支援包括化推進員選出部署一覧

出席者
福祉保健部地域福祉推進課
福祉保健部生活福祉課（生活保護相談担当）
福祉保健部生活福祉課（自立生活支援担当）
福祉保健部高齢者支援課（相談担当）
福祉保健部介護保険課
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当 精神・発達）
福祉保健部障害者福祉課（基幹相談支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（子ども発達支援センター発達支援担当）
福祉保健部健康推進課（成人保健係）
子ども家庭部子育て応援課（母子・父子自立支援担当）
子ども家庭部子ども家庭支援課（母子保健係）
子ども家庭部子ども家庭支援課（相談担当）
子ども家庭部保育支援課
子ども家庭部児童青少年課
市民協働推進部地域コミュニティ課
市民協働推進部多様性社会推進課（男女共同参画推進係）
市民協働推進部多様性社会推進課（多文化共生係）
都市整備部住宅課
教育部指導室
教育部教育センター
生活環境部産業振興課
市民部保険年金課
市民部納税課
府中市社会福祉協議会 地域活動推進課
府中市社会福祉協議会 権利擁護課

(2) 検討経過

日程等	内容	内容
令和7年 5月30日(金)	第1回相談支援包括化推進会議	各課の推進員に重層的支援体制整備事業の概要について説明
6月24日(火)～ 7月4日(金)	相談支援機関等へのアンケート調査	各課の抱えている困難事例の件数や多機関協働事業にあげたい具体的事例の把握
7月18日(金)～ 7月29日(火)	相談支援機関等へのヒアリング調査	推進員ならびに管理職を対象に困難事例の対応における関係課との課題や要望、重層的支援体制整備事業に期待することについて直接聞き取り
8月19日(火)	第2回相談支援包括化推進会議	アンケート調査・ヒアリング調査の結果について説明、多機関協働事業マニュアル(案)についても説明
9月1日(月)	多機関協働事業開始にむけた研修会	包括的な支援体制の構築について理解促進と重層事業への理解促進を目的として実施、コミュニティコーピングについても実施した。
9月10日(水)	多機関協働事業開始に向けたモデル事例検討会	多機関協働事業の動かし方への理解促進を目的として実施(実際の事例や資料を用いながらグループワークの実施)
10月1日(水)	多機関協働事業開始	多機関協働事業マニュアルと多機関協働事業提出チェックシートを添付のうえ全庁に配布
11月19日(水)	第3回相談支援包括化推進会議	多機関協働事業における事務局フローの共有、重層的支援体制整備事業本格実施後の事業において現状での府中市での取組について地域福祉推進課ならびに社会福祉協議会より説明
令和8年 1月19日(月)	第4回相談支援包括化推進会議	重層的支援体制整備事業実施計画(案)について検討
2月12日(木)	第5回相談支援包括化推進会議	重層的支援体制整備事業実施計画について確認 令和7年度多機関協働事業の報告について 令和8年度重層的支援体制整備事業活動予定について
3月26日(木)	第1回代表相談支援包括化推進会議	令和7年度重層的支援体制整備事業への移行準備及び多機関協働事業の取り組みについて報告 重層的支援体制整備事業実施計画について確定 令和8年度重層的支援体制整備事業活動予定について

(3) 高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査概要

- ・ 府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、府中市障害者計画 障害福祉計画・障害児福祉計画の改定のために、高齢・介護分野で6調査、障害分野で4調査のアンケート調査を実施しました。
- ・ 調査時期は、高齢・介護分野が令和7年10月17日(金)から11月4日(火)、障害分野が令和7年10月30日(木)から11月17日(月)となっています。

分野	調査名	調査対象	調査方法	有効回収数 (率)
高齢・ 介護 分野	介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査	65歳以上の市民 3,600人 65歳以上の市民で要支援1～要支 援2までの介護認定者1,000人 65歳以上の市民(要支援・要介護 認定者を除く) 2,600人	郵送による配布及び 回収 (督促礼状1回送付)	2,812件 (78.1%)
	居宅サービス利用者 調査	65歳以上の市民で介護保険居宅サー ビスの利用者 1,800人		1,191件 (66.2%)
	在宅介護実態調査	市内の在宅で生活している要支援・ 要介護認定者のうち、更新申請・ 区分変更申請に伴う認定調査を受け た者 650人程度	認定調査員による 聞き取り	457件 (100.0%)
	介護保険サービス提 供事業者調査	市内で介護予防・居宅介護サービス、 施設サービスを提供している 全事業所 306事業所	郵送による配布及び 回収、WEB 回答併用 (督促礼状1回送付)	195件 (63.7%)
	介護支援専門員(ケ アマネジャー)調査	市内居宅介護支援事業所に在籍する 全ての介護支援専門員 136人(46事業所)		101件 (74.3%)
	医療機関調査	市内の医療機関(病院、診療所、歯科 診療所、薬局、訪問看護ステーショ ン) 436機関		306件 (70.2%)
障害 分野	障害のある人の調査	市内の18歳以上の障害者手帳所持 者、自立支援医療受給者証所持者、特 定医療費受給者証所持者 2,300人	郵送による配布及び 回収 (督促礼状1回送付)	1,413件 (61.4%)
	子どもの育ちや発達 に関する調査	市内の18歳未満の障害者手帳所持 者、特定医療費受給者証所持者、障害 児通所給付費受給者証所持者の保護 者 1,000人		585件 (58.5%)
	障害者福祉団体調査	市内の障害者福祉団体 11団体	メールにて送付・回収	5件 (45.5%)
	障害福祉サービス事 業所調査	障害者福祉サービス事業所 146事業 所	郵送による配布及び 回収、WEB 回答併用 (督促礼状1回送付)	110件 (75.3%)

(4)用語集

名称	意味
重層的支援体制整備事業	相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、多機関協働事業(支援プラン作成含む)を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。
包括的相談支援事業	介護、障害、子育て、生活困窮等の各分野の相談支援事業者が、包括的に相談を受けとめ、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等と連携した支援の実施等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する事業。
参加支援事業	既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、当事者のニーズと地域の資源とのマッチングや必要な資源を開発し、多様な社会参加の実現を支援する事業。
地域づくり事業	既存の地域づくりの取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備、「人と人」「人と居場所」をつなぎ合わせることを目的とした事業。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	長期にひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人等に対して支援を届けるための事業。
多機関協働事業	複合的な課題を抱え、分野を超えての連携が必要な事例や課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う事業。
多機関協働事業等	重層事業の中の多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業のこと。
福祉総合相談窓口 (包括的相談支援事業)	包括的相談支援事業として、包括的に相談を受け止めることを目的としており、相談先が分からない、制度の狭間にあるような困りごとの相談窓口。
福祉総合相談窓口 (多機関協働事業)	福祉総合相談窓口が多機関協働事業としての機能も兼ねている。窓口業務と区別を付けるにあたり、福祉総合相談窓口における多機関協働事業の業務部分については、「事務局」と呼称することで統一する。
相談支援包括化推進員	市役所内の各部署に配置された多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担う。支援会議等に参加し、事例検討を行うとともに、会議後には、協議内容や情報を所属部署へのフィードバックを行う。また、包括的な支援体制の整備を推進することも重要な役割の一つである。

名称	意味
代表相談支援包括化推進員	各推進員選出課の課長級職員のこと。代表推進員が重層的支援会議に参加することで、支援会議では解決に至らなかった課題に対して、課を超えた調整が期待できる。また、府中市全体で各課が包括的に相談を受け止める姿勢、相談をつなぐ際に丁寧なつなぎを意識することを共通認識として持つことができるような、意識付けも重要な役割としている。
支援会議	推進員とケース担当者等で構成され、必要に応じて随時開催。事務局ミーティング(Step0)で検討されたケースの支援方針等を多角的な視点から検討する会議。
重層的支援会議	代表推進員と推進員で構成され、必要に応じて随時開催。府中市として世帯全体の支援方針及びサービスの決定、役割分担の明確化、必要な社会資源や支援の仕組みの検討、プラン策定や支援終結の判断等を検討する会議。
相談支援包括化推進会議	推進員で構成された年5回程度の定例会議。重層的支援体制推進に関する事項、個別支援の充実に関する事項、不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項、各関係機関の取組の共有などについて検討する会議。
代表相談支援包括化推進会議	課長職で構成された年1～2回程度の定例会議。相談支援包括化推進会議の事業計画や実績評価に関する事項、不足しているサービスや社会資源の開発に関する事項等について検討する会議。
支援チーム	特定のニーズに対応するために、当事者に関わる支援者等が連携して支援を行うチームのこと。
地域福祉コーディネーター	制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った支援(個別支援)や、地域住民が連帯意識を持って活動を創り出す支援(地域支援)を行う役割を担う者。
伴走支援	深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援。

府中市 重層的支援体制整備事業実施計画

令和8年4月発行

府中市 福祉保健部 地域福祉推進課
〒183-8703
府中市宮西町2丁目24番地
電話:042-364-4111(代表)